

<旧みちのく銀行>

カードローンカード規定

1. (カードローンカードの発行)

カードローンカード(以下「ローンカード」という。)は、カードローン契約(以下「カードローン契約」という。)に基づいて、銀行(以下「当行」という。)が発行するものとします。

2. (ローンカードの利用)

カードローン契約に基づいて、カードローン専用貸越口座(以下「貸越口座」という。)について、次の場合に利用することができます。

- ①当行の現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」という。)を使用して貸越口座に入金(ここでは、貸越口座への返済をいう。以下同じ。)する場合。
- ②当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)のATMまたは現金自動支払機(以下「ATM等」という。)を使用して貸越口座から出金(ここでは、貸越口座からの当座貸越取引をいう。以下同じ。)する場合。

3. (ATMによる入金)

- (1) ATMを使用して貸越口座に入金をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにローンカードを挿入し、現金を投入してください。
- (2) ATMによる入金は、紙幣に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (ATM等による出金)

- (1) ATM等を使用して貸越口座から出金する場合には、ATM等の画面表示等の操作手順に従って、ATM等にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM等による出金は、ATM等の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当行または提携先所定の金額の範囲内、かつカードローン契約に基づく貸越極度額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は別にお知らせした金額の範囲内とします。当行および提携先のATM等により出金する場合に、払

戻請求金額と後記5.(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは、その出金はできません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) ATM等を利用して出金する場合には、当行および提携先所定のATM等の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、出金時に払戻請求書なしで、出金をした貸越口座の貸越元金に組入れられます。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

6. (ATM等故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりATMによる取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でローンカードにより貸越口座に入金することができます。
- (2) 停電、故障等によりATM等による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行がATM等故障時等の取扱いとして定めた金額、かつ貸越極度額を限度として、当行本支店の窓口でローンカードにより貸越口座から出金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による出金をする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等必要事項を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

7. (ローンカード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、ATM等の操作の際に使用されたローンカードが、当行が、本人に交付したローンカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ、出金を行います。
- (2) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行

に通知してください。この通知を受けたときには、直ちにローンカードによる出金停止の措置を講じます。

- (3) ローンカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

8. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

9. (ローンカードの再発行等)

- (1) ローンカードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) ローンカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (ATM等への誤入力等)

当行のATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先のATM等を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

11. (解約、ローンカードの利用停止等)

- (1) カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取り止める場合には、そのローンカードを当行に返却してください。なお、カードローン規定によりカードローン契約が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを当行に返却してください。
- ただし、後2号の場合は、当行の窓口において当行所定

の本人確認書類の提示を受けまたは当行所定の方法により、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ①後記12. に定める規定に違反した場合。
- ②貸越口座に関し、最後の入金または出金から当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。
- ③ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると判断した場合。

12. (譲渡・質入れ等の禁止)

ローンカードを譲渡(売買含む)、質入れまたは貸与することはできません。

13. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座・貯蓄総合口座取引規定、カードローン規定およびキャッシュカード規定により取扱います。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載、またその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上